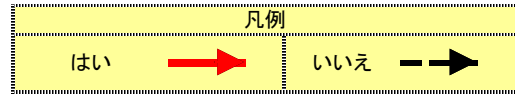


平成29年度〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修受講フローチャート



ご注意ください！

平成28年度〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修受講フローチャートの**変更箇所のお知らせ**です。
平成28年度……主任介護支援専門員更新研修修了年月日より5年間で証の有効期間になります。

変更後…主任介護支援専門員更新研修を修了すれば、更新研修(専門研修)課程Ⅱの受講が免除され、主任介護支援専門員更新研修の修了証書の写しを添えて介護支援専門員証の更新手続きを行うことができます。なお、介護支援専門員証の有効期間は5年間延長され、主任介護支援専門員更新研修修了証書の有効期間とは異なりますのでご注意ください。

《重要》

主任介護支援専門員の更新研修は、介護支援専門員証の有効期間内に修了する必要があります。よって主任介護支援専門員の更新研修を修了される前に介護支援専門員証の有効期間が満了になる方は、主任の更新研修を受講される前に従来通り更新研修を受講して、介護支援専門員証の有効期間の更新を行ってください。

〔主任〕介護支援専門員の更新を希望しますか？

京都府登録の方は原則京都府での受講になります

・介護支援専門員証の有効期間内に所定の研修を受講し、介護支援専門員証を更新してください。

・主任の更新研修を受講されない場合、主任の有効期間満了後は主任介護支援専門員ではなくなります。再び主任として働く場合には改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

主任介護支援専門員研修を修了したのは
平成18～23年度である
(平成18年4月1日～24年3月31日)

主任の有効期間満了日は
平成31年3月31日
(経過措置により)

平成29・30年度の
いずれかに受講

主任介護支援専門員研修を修了したのは
平成24～25年度である
(平成24年4月1日～26年3月31日)

主任の有効期間満了日は
平成32年3月31日
(経過措置により)

平成29・30・31年度の
いずれかに受講

主任介護支援専門員研修を修了したのは
平成26・27・28年度である
(※1)

主任の有効期間満了日は
主任研修の修了証書記載の
研修修了日から5年

(※1) 京都府で平成26年度修了された方(研修修了日が平成26年9月1日)の主任有効期間満了日は平成31年8月31日です。

有効期間満了のおおむね2年
以内(満了日以前)に受講

上記の期間に、主任介護支援専門員の更新研修を受講・修了してください。ただし、研修受講には受講要件を満たす必要があります。
詳しくは、主任介護支援専門員更新研修開催要綱をご確認ください。

・主任介護支援専門員の更新研修を受講・修了すれば、更新研修(専門研修)課程Ⅱの受講が免除されます。証の更新時に主任介護支援専門員の更新研修修了証書が必要となります。

・上記のような経過措置は介護支援専門員の更新研修にはありません。主任介護支援専門員の更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう、十分注意してください。介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日が経過した場合は、介護支援専門員としての業務に従事出来ない上、主任介護支援専門員の資格もなくなります。